

現実空間におけるデザイン

著作権による保護【著作権法】

仮想空間におけるデザイン

× ありふれた表現



思想・感情の
創作的な表現

実用的な機能を離れて、美的鑑賞の対象となる
美的特性を備える部分を把握できるもの

応用
美術

上記を把握できないもの

著作物と認められれば、リアル・バーチャル
の別を問わずに保護され得るか?

転写 [仮→現]

※仮想空間で創作・
利用したデザインを
元に現実空間でも
商品化

転写 [現→仮]

× ありふれた表現



× 機器の機能と結びついたもの

○: 保護される

✗: 保護されない

【権利の設定】 無方式

【保護の要件】 思想又は感情の創作
的な表現(著作物性)
など

【保護期間】 原則70年

【侵害要件】 依拠性・類似性

保護領域の
棲み分け

現実空間におけるデザイン

意匠権による保護【意匠法】

仮想空間におけるデザイン



物品の意匠
建築物の意匠

工業利用することができるもの(量産品)

転写 [現→仮]

※現実空間の
物品等のデザ
インを仮想空間
で3DCG再現



物品・建築物と
3Dデータとでは、
機能・用途が異なる

コンテンツ

画像意匠

操作画像・
機能画像

【権利の設定】 登録

【登録の要件】 工業利用できるもの、
新規性、創作非容易性、
先願性など

【存続期間】 出願から25年

【侵害要件】 意匠の類似性、
物品等の機能・用途の
類似性、
業としての意匠実施

現実空間におけるデザイン

商品形態模倣規制による保護【不正競争防止法】

仮想空間におけるデザイン



商品の形態

規制の対象行為として、
「電気通信回路を通じた
提供」が含まれない

転写 [現→仮]

※現実空間の
物品等のデザ
インを仮想空間
で3DCG再現



商品の形態

※「商品」には無体物も含まれ得るが、
規制の対象行為としては「電気通信
回路を通じた提供」が含まれない

【権利の設定】

—

【保護の要件】 「商品の形態」であること

【保護期間】 発売から3年

【侵害要件】 依拠性、実質的同一性
(デッドコピー)、
模倣した商品の譲渡等

標識の保護（商標法・不正競争防止法）<現状把握>

○；保護される

✗；保護されない

商標権による保護【商標法】

現実空間における標識

✗
自他商品識別力を有しないもの

例えば、第25類「被服」と、第9類の商品「オンラインのバーチャル環境で使用される被服に関するコンピュータプログラム」とでは、商品が非類似

○
自他商品識別力を有するもの

転写 [現→仮]
※ 現実空間の商品の商品等表示を仮想空間の商品に使用

通常
✗

○
自他商品識別力を有するもの

✗
自他商品識別力を有しないもの

【権利の設定】登録

【登録の要件】自他商品識別力

【存続期間】登録から10年(更新可)

【侵害要件】商標の類似性、商品・役務の類似性、業としての商標使用商品・役務の出所表示機能を果たす態様での商標の使用 など

周知表示混同惹起規制による保護【不正競争防止法】

現実空間における標識

✗
周知でない商品等表示

○
周知な商品等表示

転写 [現→仮]
※ 現実空間の商品の商品等表示を仮想空間の商品に使用

仮想空間における標識

✗
周知でない商品等表示

○
周知な商品等表示

【権利の設定】—

【保護の要件】周知な商品等表示であること

【保護期間】なし

【侵害要件】商品等表示の類似性、表示の使用、又は表示を使用した商品の譲渡、引渡し、電気通信回線を通じた提供等による混同の惹起

著名表示冒用規制による保護【不正競争防止法】

現実空間における標識

✗
著名でない商品等表示

○
著名な商品等表示

転写 [現→仮]
※ 現実空間の商品の商品等表示を仮想空間の商品に使用

仮想空間における標識

✗
著名でない商品等表示

○
著名な商品等表示

【権利の設定】—

【保護の要件】著名な商品等表示であること

【保護期間】なし

【侵害要件】商品等表示の類似性、表示の使用、又は表示を使用した商品の譲渡、引渡し、電気通信回線を通じた提供等